

事務局規定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規定は、労働者協同組合ワーカーズコープちば（以下、「本法人」という。）における事務局における組織の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 組 織

(事務局)

第2条 本部に事務局を置き、エリアごとの運営業務を分掌する。

第3章 職 制

(職員等)

第3条 事務局には、理事長、副理事長、専務理事、事務局長を置く。

2 前項以外の職制を定める場合は、理事長の承認を得なければならない。

第4章 職 責

(職員の職務)

第4条 事務局員は担当エリアの事業所の統括を行う。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 事務局員の任免は、理事長が行う。

2 事務局員の担当エリアおよび職務は、理事長が指定する。

第5章 事務処理

(文書による処理)

第6条 事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。

(事務の決裁)

第7条 各エリアの事務は、原則として担当者が文書によって立案し、上級者を経て、「理事の職務権限規定」に規定する決裁権者（以下、「決裁権者」という。）の決裁を受けて実施する。

(緊急を要する事務の決裁)

第8条 緊急を要する事務で重要でないものは、事務局長の決裁によって処理することができる。

ただし、この場合においては、事務局長は遅滞なく決裁権者の承認を得なければならない。

(代理決裁)

第9条 理事長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、理事長があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(細 則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改 廃)

第11条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規定は、2021 年 3 月 26 日より施行する。

この規定は 2022 年 12 月 11 日に労協法人用に移行。